「パソコン講座」をお申し込みの皆様へ（契約書面）

北九州市立大学生活協同組合

「パソコン講座」（以下、「本講座」といいます）は下記の条件にて実施いたします。

【ご確認事項】

※内容を十分お確かめ下さい

本講座は、パソコンスキル習得を目的として、講義と教材を提供し、講座での諸活動を通じてその実現をはかります。

1．役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む）

講義受講料（3,410 円×11）	37,510 円	初期費用	4,990 円
テキスト一式	0 円		
		受講料合計	**42,500 円**

※上記受講料は、北九州市立大学生活協同組合（以下、当生協）が定める方法及び期限によりお支払いください。

2．本講座は 2027 年 4 月～ 2027 年 6 月までの期間で開講します。

3．本講座に参加するための機器は受講生が用意するものとします。

4．本講座に関わる動画データ、配布資料など（以下、「教材」といいます）を当生協に無断で複製・複写・中継することは一切できません。また、講座の様子を当生協の許可なく個人で収録・再配布・上映することは一切できません。

5．本講座は当生協組合員が参加することができ、これを受講する権利を他人に譲渡することはできません。

6．クーリング・オフに関する事項

（1）本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約の成立とします。

（2）契約書面を受け取った日を含む 8 日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。

（3）前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。

（4）この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還をうけることができます。

（5）クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

7．中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

（1）第 1 回講義の開始前までの契約解除の場合、全額返金いたします。

（2）第 1 回講義開始後の契約解除の場合、受講料（教材費含む）から以下を差し引いた金額を返金いたします。

① 解約申し出日までに実施された講座の対価に相当する講座受講料（1 回実施につき：3,410 円）

② 教材費 0 円

③ 初期費用 4,990 円

④ 取消料として、受講料から①②③を控除した残額の 20%に相当する金額

8．本講座では欠席者への提供や受講生への復習用に加え、講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。これらは原則として講座内及び事務局の管理の下でのみ視聴できるものとします。但し、普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を個人の特定ができない状態にすることを申し出ることができるものとします。

9．講座の参加に際しての接続や回線によるトラブル、視聴品質の低下等については原因の如何を問わず当生協ではその責を負いません。

10．本講座の受講日や実施場所や軽微な役務の変更がある場合は、講座で使用するシステムへの掲示、または受講者宛メール等の電子的手段にて告知を行います。

12．本講座のお申込者には、当生協より大学における学びや成長に関わる事業等の情報を提供することがあります。

13．本講座の運営に関する個人情報は、当生協の大学生協の個人情報保護方針に則って管理します。

https://coop.kyushu-bauc.or.jp/nus_im/webapp/data_file_im/html_file/uk-coop/privacy.pdf

14．この書面に記載のない事項については下記、当生協の講座約款の定めによります。

https://coop.kyushu-bauc.or.jp/nus_im/webapp/data_file_im/html_file/uk-coop/%E7%B4%84%E6%AC%BE.pdf

以上